

基安化発 0523 第 2 号  
環水大大発第 1605232 号  
平成 28 年 5 月 23 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
(契印省略)

環境省水・大気環境局  
大気環境課長  
(公印省略)

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）

今般、平成 28 年熊本地震により大きな被害が発生しており、今後、がれきの処理や建築物の解体・改修工事を実施する際に、石綿の飛散や吹付け石綿が露出する可能性があることから、労働者へのばく露及び大気への飛散への対策を徹底する必要があります。

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があります。

特に、石綿則第 6 条により、石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所に集じん・排気装置を設け排気を行うこと、石綿除去等作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること、石綿除去等作業場所及び前室を負圧に保つこと、作業開始後速やかに集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検すること、並びに作業開始前に前室が負圧であることを点検することが

義務付けられています。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）では、大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからチに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料（吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材）の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること等が義務付けられています。

つきましては、貴会におかれましても、傘下事業者に対して、下記に御留意の上、安衛法及び大防法の遵守の徹底について周知していただくようお願いします。

## 記

### 1 石綿の封じ込め等を行っていた箇所の損壊等への対応の徹底について

石綿等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が地震等の影響で損壊したり、吹付け石綿そのものが損壊し、石綿等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている場合、石綿則第 10 条及び「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 26 年 3 月 31 日付け技術上の指針公示第 21 号。以下「石綿指針」という。）に基づく適切な対応を図ること。

### 2 事前調査の実施の徹底について

解体等工事を行う事業場は、石綿則第 3 条に規定する事前調査を確実に実施すること。特に、石綿等の使用の有無を目視、設計図書のみでは確認できない箇所については、分析により調査すること。

また、解体等工事の受注者は、大防法第 18 条の 17 に規定する事前調査を確実に実施すること。

### 3 届出等の確実な提出について

石綿の除去、封じ込め、囲い込みの措置を講ずる場合は、安衛法第 88 条第 3 項あるいは石綿則第 5 条に基づく届出等及び大防法第 18 条の 15 に基づく届出を確実に実施すること。

### 4 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」（別紙 1 参照）で通知するとともに、石綿指針に留意事項を定めているところであり、以下の点についてさらなる対応の徹底を図ること。

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルタの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルタの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。
- (3) その他、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」<sup>\*1</sup>（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課）を参考に集じん・排気装置等の保守点検を徹底すること。
- (4) 石綿除去作業開始後速やかに集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検すること。
- (5) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う場合、集じん・排気装置の適切な使用を図ること。この場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」<sup>\*2</sup>（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。
- (6) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認するため排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であること。この場合「アスベストモニタリングマニュアル」<sup>\*3</sup>（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にされたい（条例、自治体のマニュアル等により別途指導を行っている場合を除く）。

## 5 石綿含有成形板等（特定建築材料以外の石綿含有建材）の取扱いについて

石綿含有成形板等（特定建築材料以外の石綿含有建材）を除去する場合においても、切断や破碎作業により石綿が飛散するおそれがあることから、散水による湿潤化や手作業での取り外し等により石綿の飛散防止を図ること。

この場合、「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」（平成 27 年 11 月 17 日付け基安化発 1117 第 2 号）、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること（条例、自治体のマニュアル等により別途指導を行っている場合を除く）。

\*1：「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000093998.pdf>

※2：「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）  
[http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td\\_1403/index.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html)

※3：「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）  
[http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring\\_manu/rev4\\_full.pdf](http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu/rev4_full.pdf)

基安化発 0127 第 1 号  
 環水大大発第 110127002 号  
 平成 23 年 1 月 27 日

都道府県労働局  
 労働基準部長 殿

都道府県  
 各 政令市 } 大気環境担当部（局）長 殿

厚生労働省労働基準局  
 安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局  
 大気環境課長

### 石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があるところである。

また、石綿則第 6 条により、当該石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること、石綿除去等作業場所を負圧に保つこと、及び石綿除去等作業場所の出入口に前室を設置することが義務付けられているところである。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）では、大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからニに掲げる作業基準に従つて作業を行う場合、特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、及び作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付

けた集じん・排気装置を使用すること等が義務づけられているところである。

平成 21 年度に環境省が実施し、平成 22 年 7 月 16 日に報道発表を行った「平成 21 年度アスベスト大気濃度調査」のうち、愛知県内の解体現場において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場があり、当該現場の前室及び排気口付近で捕集したサンプルについて分析走査電子顕微鏡法でも分析し、纖維の種類の同定等を行ったところ、高濃度のクリソタイル及びアモサイトが検出されたところである。

厚生労働省及び環境省において専門家を交えた意見聴取等の調査を行ってきたところ、原因を特定することはできなかつたが、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えられている。なお、解体事業者の記録等によると、保護具等の着用も励行されており、労働者の健康への影響は確認されておらず、また、当該解体現場の敷地境界での測定結果から石綿による大気の汚染が無いことも確認されている。

しかしながら、このような事態が再発することによる労働者の健康への影響及び大気の汚染が危惧され、建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策及び大気への飛散防止対策をさらに徹底する必要があることから、貴職におかれではそれぞれが所管する法令に基づき、関係部局と連携の上、喫緊に対応すべき下記の事項について関係事業者への指導に当たり、遺憾なきを期されたい。また、本通知は厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から都道府県労働局労働基準部長に対し下記 1 の事項について、環境省水・大気環境局大気環境課長から各都道府県及び政令市大気環境担当部（局）長に対し下記 2 の事項についてそれぞれ通知するものであることを了知されたい。

なお、別添により、下記の事項について関係団体の長あて要請を行ったことを申し添える。

## 記

### 1 建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。
- (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

## 2 特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

- (1) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用について指導を徹底すること。なお、指導に当たっては「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。
- (2) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、指導を徹底すること。貴自治体において測定方法、測定場所及び測定時期等について条例、マニュアル等により指導を行っていない場合にあっては「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に指導すること。

以上

(別添)

基安化発 0127 第 2 号  
環水大大発第 110127003 号  
平成 23 年 1 月 27 日

中央労働災害防止協会会長  
建築業労働災害防止協会会長  
(社) 日本石綿協会会長  
(社) 日本建設業団体連合会会長  
(社) 全国建設業協会会長  
(社) 日本土木工業協会会長  
(社) 日本作業環境測定協会会長  
(社) 全国解体工事業団体連合会会長  
(社) 日本化学工業協会会長  
(社) 日本プラントメンテナンス協会会長  
(社) 日本ビルディング協会連合会会長  
(社) 建築業協会会長

} 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局  
大気環境課長

### 石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業につきましては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があるところです。

また、石綿則第6条において、当該石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること、石綿除去等作業場所を負圧に保つこと、及び石綿除去等作業場所の出入口に前室を設置することが義務付けられているところです。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからニに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、及び作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること等が義務づけられているところです。

平成 21 年度に環境省が実施し、平成 22 年 7 月 16 日に報道発表を行った「平成 21 年度アスベスト大気濃度調査」のうち、愛知県内の解体現場において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場があり、当該現場の前室及び排気口付近で捕集したサンプルについて分析走査電子顕微鏡法でも分析し、纖維の種類の同定等を行ったところ、高濃度のクリソタイル及びアモサイトが検出されたところです。

厚生労働省及び環境省において専門家からの意見聴取等の調査を行ってきたところ、原因を特定することができませんでしたが、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えられました。ただし、解体事業者の記録等によると、保護具等の着用も励行されており、労働者の健康への影響は確認されていません。また、当該解体現場の敷地境界で測定した大気濃度調査結果から石綿による大気の汚染が無いことも確認されているところです。

しかしながら、このような事態が再発することによる労働者の健康への影響及び大気への汚染が危惧されることから、厚生労働省及び環境省としては建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策及び大気の飛散防止対策を互いに連携し、さらに徹底していくこととしております。喫緊に対応すべき具体的な再発防止対策として、石綿則及び大防法の規定の遵守に当たって、下記事項も徹底していただくことが重要なところです。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、下記事項にご留意の上、石綿則及び大防法の遵守の徹底について要請していただきたく存じます。

## 記

### 1 建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。

(3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考すること。

## 2 特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

(1) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用を徹底すること。なお、その際は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考とし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。

(2) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、指導を徹底すること。また、排出等作業の場所を管轄する自治体が測定方法、測定場所及び測定時期等について条例、マニュアル等により指導を行っている場合にはその指導に従い、そうでない場合にあっては「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。

以上